

ケレバ、吉備宣旨ヲ奉、西ニ行テ、廣繼ガ墓ニシテ誘ヘ陳ジケルニ、其ノ靈シテ、吉備殆シク可被領
カリケルヲ、吉備、陰陽ノ道ニ極タリケル人ニテ、陰陽ノ術ヲ以テ、我が身ヲ怖レ无ク固メテ、勲ニ
撰誘ケレバ、其靈止マリニケリ、

〔續日本後紀仁明〕承和七年五月辛巳、後太上天皇和○淳顧命皇太子曰、○中重命曰、予聞人沒精魂歸
天、而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累、今宜碎骨爲粉、散之山中、

〔古事談臣範〕一條攝政伊尹原與朝成卿共競望參議之時、天曆多陳伊尹不中用之由、其後朝成參一
條攝政策爲望申大納言闕也、丞相良久不相逢、數刻之後、適以面謁、朝成立申任大納言條々之理、丞
相無所答、而云奉公之道尤可謂有興昔競望同官時、多雖被訴訟、今度大納言事可在予心云々、朝成
懷恥成怒、退出乘車之時、先投入笏、其笏自中央破裂、其後攝政受病、遂薨逝、是朝成生靈云々、

〔榮花物語玉村菊〕大將殿藤原賴通日頃御心ちなやましくおぼさる、御風などにやとて、御ゆゆでせ

させ給ほをきこしめし、御讀經の僧ども、番か、すつかうまつるべくの給はせ、明尊阿闍梨、夜ご
とによゝつかふまつりなどするに、さらに御心ちおこたらせ給さまならず、いと、おもらせ給
みつよし、よしひらなどめして、物とはせ給、御物のけや、かしこき神のけや、人の呪詛など、さまざ
まに申せば、神のけとあらば、御修法などあるべきにあらず、又御物のけとあるも、まかせたらん
もおそろしなど、かたぐ、おぼしみだる、に、たゞ御まつり被まきり也、中僧達、皆しめりて候、
大將殿には、御ゆなどまいらせ給て、うへのおまへ、たゞちごのやうにいだきたてまつらせたま
へり、いみじうおぼしめしたる事かぎりなし、御もの、け、とのちかくよらせ給へと申せば、よら
せ給へれば、をのれは、よに侍しに、いとまれたりなどは、人おぼえずなん侍し、又あはしくしく人
中に出きてきこゆるに、いとめづらしくあることなれど、此かなしさは、おとゞもまじりたまへれ
ばなむ、この大將を、をのが世に侍しおり、心ざしありて、いかでなど思ひ給へしかど、いのちたえ